

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 3 月 22 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢 48 歳以上」かつ「勤続年数 20 年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）に定める俸給の号が検事 1 号ないし 5 号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

15 名程度

3 募集の期間（2 週間）

令和 6 年 3 月 22 日（金）午前 10 時から

令和 6 年 4 月 4 日（木）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 6 年 8 月 31 日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

応募申請者	募集担当者
最高検察庁で勤務する検察官	最高検察庁事務局総務課長補佐
東京高等検察庁管内で勤務する検察官	東京高等検察庁事務局人事課長
大阪高等検察庁管内で勤務する検察官	大阪高等検察庁事務局人事課長
名古屋高等検察庁管内で勤務する検察官	名古屋高等検察庁事務局人事課長
広島高等検察庁管内で勤務する検察官	広島高等検察庁事務局人事課長
福岡高等検察庁管内で勤務する検察官	福岡高等検察庁事務局人事課長
仙台高等検察庁管内で勤務する検察官	仙台高等検察庁事務局人事課長
札幌高等検察庁管内で勤務する検察官	札幌高等検察庁事務局人事課長
高松高等検察庁管内で勤務する検察官	高松高等検察庁事務局人事課長

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 7 月 22 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢 48 歳以上」かつ「勤続年数 20 年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）に定める俸給の号が検事 1 号ないし 4 号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

10 名程度

3 募集の期間（12日間）

令和 6 年 7 月 22 日（月）午前 10 時から

令和 6 年 8 月 2 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 9 月 1 日（日）から令和 6 年 12 月 31 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

応募申請者	募集担当者
最高検察庁で勤務する検察官	最高検察庁事務局総務課長補佐
東京高等検察庁管内で勤務する検察官	東京高等検察庁事務局人事課長
大阪高等検察庁管内で勤務する検察官	大阪高等検察庁事務局人事課長
名古屋高等検察庁管内で勤務する検察官	名古屋高等検察庁事務局人事課長
広島高等検察庁管内で勤務する検察官	広島高等検察庁事務局人事課長
福岡高等検察庁管内で勤務する検察官	福岡高等検察庁事務局人事課長
仙台高等検察庁管内で勤務する検察官	仙台高等検察庁事務局人事課長
札幌高等検察庁管内で勤務する検察官	札幌高等検察庁事務局人事課長
高松高等検察庁管内で勤務する検察官	高松高等検察庁事務局人事課長

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 1 0 月 1 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期日において「年齢 4 8 歳以上」かつ「勤続年数 2 0 年以上」の検事及び副検事

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

(1) 退職すべき期日までに定年に達する者

(2) 国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 8 2 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

3 0 名程度

3 募集の期間（1 か月）

令和 6 年 1 0 月 1 日（火）午前 1 0 時から

令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期日

令和 7 年 3 月 3 1 日（月）

※ 認定後に生じた事情に鑑み、当該認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当

該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添 1）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募申請者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね 2 週間以内に通知する予定。

※ 応募申請者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募申請者が応募をした後、国家公務員法第 8 2 条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募申請者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募申請者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添 2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

応 募 申 請 者	募 集 担 当 者
最 高 検 察 庁 で 勤 務 す る 検 察 官	最 高 検 察 庁 事 務 局 総 務 課 長 補 佐
東 京 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	東 京 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
大 阪 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	大 阪 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
名 古 屋 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	名 古 屋 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
広 島 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	広 島 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
福 岡 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	福 岡 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
仙 台 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	仙 台 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
札 幌 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	札 幌 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
高 松 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	高 松 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和6年11月15日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）に定める俸給の号が検事1号ないし6号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

20名程度

3 募集の期間（15日間）

令和6年11月15日（金）午前10時から

令和6年11月29日（金）午後 5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

令和7年1月1日（水）から令和7年4月30日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添1）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね2週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第82条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

応募申請者	募集担当者
最高検察庁で勤務する検察官	最高検察庁事務局総務課長補佐
東京高等検察庁管内で勤務する検察官	東京高等検察庁事務局人事課長
大阪高等検察庁管内で勤務する検察官	大阪高等検察庁事務局人事課長
名古屋高等検察庁管内で勤務する検察官	名古屋高等検察庁事務局人事課長
広島高等検察庁管内で勤務する検察官	広島高等検察庁事務局人事課長
福岡高等検察庁管内で勤務する検察官	福岡高等検察庁事務局人事課長
仙台高等検察庁管内で勤務する検察官	仙台高等検察庁事務局人事課長
札幌高等検察庁管内で勤務する検察官	札幌高等検察庁事務局人事課長
高松高等検察庁管内で勤務する検察官	高松高等検察庁事務局人事課長

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和6年11月18日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）に定める俸給の号が検事1号ないし3号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

3名程度

3 募集の期間（10日間）

令和6年11月18日（月）午前10時から

令和6年11月27日（水）午後 5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

令和6年12月5日（木）から令和6年12月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添1）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね2週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第82条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電話：

E-Mail：

応 募 申 請 者	募 集 担 当 者
最 高 検 察 庁 で 勤 務 す る 検 察 官	最 高 検 察 庁 事 務 局 総 務 課 長 補 佐
東 京 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	東 京 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
大 阪 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	大 阪 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
名 古 屋 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	名 古 屋 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
広 島 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	広 島 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
福 岡 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	福 岡 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
仙 台 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	仙 台 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
札 幌 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	札 幌 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長
高 松 高 等 検 察 庁 管 内 で 勤 務 す る 検 察 官	高 松 高 等 検 察 庁 事 務 局 人 事 課 長

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

令和7年3月17日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）に定める俸給の号が検事1号ないし3号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

3名程度

3 募集の期間（10日間）

令和7年3月17日（月）午前10時から

令和7年3月26日（水）午後 5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月30日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募・応募の取下げに係る手続

(1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電 話：

E-Mail：

応募申請者	募集担当者
最高検察庁で勤務する検察官	最高検察庁事務局総務課長補佐
東京高等検察庁管内で勤務する検察官	東京高等検察庁事務局人事課長
大阪高等検察庁管内で勤務する検察官	大阪高等検察庁事務局人事課長
名古屋高等検察庁管内で勤務する検察官	名古屋高等検察庁事務局人事課長
広島高等検察庁管内で勤務する検察官	広島高等検察庁事務局人事課長
福岡高等検察庁管内で勤務する検察官	福岡高等検察庁事務局人事課長
仙台高等検察庁管内で勤務する検察官	仙台高等検察庁事務局人事課長
札幌高等検察庁管内で勤務する検察官	札幌高等検察庁事務局人事課長
高松高等検察庁管内で勤務する検察官	高松高等検察庁事務局人事課長

早期退職に係る募集実施要項

令和6年10月30日

法 務 省 民 事 局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり、令和6年度における早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

法務局及び地方法務局に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の適用を受ける職員で、令和7年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳以上」の者とする。（注1参照）

なお、勤続期間の計算は、法第7条の規定によるものとする。

2 募集人数

86人

3 募集の期間（約1か月間）

令和6年11月15日（金）午前8時30分から

令和6年12月13日（金）午後5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和7年3月31日（月）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、応募申請書（別記様式1（第1条関係））に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記6の受付担当者宛てに提出

すること。

なお、応募申請書の提出は、郵送により提出する方法（募集の期間の末日消印有効。送付する封筒の表面に必ず赤字で「早期退職応募申請書」と記入すること。）、受付担当者に直接提出する方法又はガルーンメール若しくはインターネットメールを利用して電子データとして提出する方法（以下「メールによる方法」という。）のいずれかの方法によることとする（募集を開始する前に、応募申請書が受付担当者に直接提出され、若しくは郵送により到達し、又は応募申請書の電子データをメールによる方法により受信した場合には、当該応募申請書の提出は、無効とする。）。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和7年1月17日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに応募取下げ申請書（別記様式2（第1条関係））を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先及び受付担当者

(1) 下記(2)以外の職員

その所属する法務局又は地方法務局（職員課人事係又は総務課人事係）

(2) 法務局長、法務局部長及び地方法務局長

民事局総務課法務局係

※ 各局における受付担当等の一覧は、別紙参照

（注1） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和7年3月31日までに定年に達する職員

(4) 令和6年11月15日から同年12月13日まで（募集の期間内）において懲戒処分等（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分等を除く。以下同じ。）を受けた者

（注2） 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超え、次の認定基準により、アからウまでの順で上位の者から順次認定を行った結果、募集人数を超過することとなった場合

ア 令和5年度に応募申請書を提出した者で、上記(1)から(4)まで以外の理由で不認定となった者

イ (前記ア以外の場合) 応募者の生年月日の早い順

ウ (前記イの生年月日が同日の場合) 応募の先着順

※ 応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、郵送により提出された場合には、応募申請書が受付担当者に到達した年月日及び時分、受付担当者に直接提出された場合には、その提出年月日及び時分、メールによる方法を利用して電子データとして提出された場合には、受信したメールに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。

なお、上記のいずれの提出方法による場合にも、応募申請書に必要な事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出の予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。

局 名	相談先	電話番号	受付担当者 (代表者氏名)	住 所 (応募申請書送付先)	郵便番号	ガルーンからの 送付用メールアドレス (応募申請書送付先)	インターネットメール (ガルーン以外アドレス) から の送付用メールアドレス (応募申請書送付先)
民 事 局	総務課法務局係			東京都千代田区霞が関 1-1-1	100-8977		
東 京 法 務 局	総務部職員課人事係			東京都千代田区九段南一丁目 1 番 1 5 号九段第 2 合同庁舎	102-8225		
横 浜 地 方 法 務 局	総務課人事係			横浜市中区北仲通 5 丁目 5 7 番地 横浜第 2 合同庁舎	231-8411		
さいたま地方法務局	総務課人事係			さいたま市中央区下落合五丁目 1 2 番 1 号	338-8513		
千 葉 地 方 法 務 局	総務課人事係			千葉市中央区中央港一丁目 1 1 番 3 号	260-8518		
水 戸 地 方 法 務 局	総務課人事係			水戸市北見町 1 番 1 号	310-0061		
宇 都 宮 地 方 法 務 局	総務課人事係			宇都宮市小幡 2 丁目 1 番 11 号	320-8515		
前 橋 地 方 法 務 局	総務課人事係			前橋市大手町二丁目 3 番 1 号	371-8535		
静 岡 地 方 法 務 局	総務課人事係			静岡市葵区追手町 9 番 5 0 号 (静岡地方合同庁舎)	420-8650		
甲 府 地 方 法 務 局	総務課人事係			甲府市丸の内 1-1-18	400-8520		
長 野 地 方 法 務 局	総務課人事係			長野市大字長野旭町 1 1 0 8	380-0846		
新 潟 地 方 法 務 局	総務課人事係			新潟市中央区西大畑町 5 1 9 1 番地	951-8504		
大 阪 法 務 局	総務部職員課人事係			大阪市中央区大手前三丁目 1 番 41 号 大手前合同庁舎内	540-8544		
京 都 地 方 法 務 局	総務課人事係			京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197	602-8577		
神 戸 地 方 法 務 局	総務課人事係			神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第二地方合同庁舎	650-0042		
奈 良 地 方 法 務 局	総務課人事係			奈良市高畑町 552 番地	630-8301		
大 津 地 方 法 務 局	総務課人事係			大津市京町 3 丁目 1 番 1 号	520-8516		
和 歌 山 地 方 法 務 局	総務課人事係			和歌山市二番丁 3 番地 和歌山地方合同庁舎	640-8552		
名 古 屋 法 務 局	職員課人事係			名古屋市中区三の丸 2-2-1	460-8513		
津 地 方 法 務 局	総務課人事係			津市丸之内 2 6-8	514-8503		
岐 阜 地 方 法 務 局	総務課人事係			岐阜市金竜町 5 丁目 1 3 番地	500-8729		
福 井 地 方 法 務 局	総務課人事係			福井市春山 1 丁目 1 番 5 4 号 福井春山合同庁舎内	910-8504		
金 沢 地 方 法 務 局	総務課人事係			金沢市新神田四丁目 3 番 1 0 号	921-8505		
富 山 地 方 法 務 局	総務課人事係			富山市牛島新町 1 1 番 7 号	930-0856		

別紙（受付担当等一覧）

局 名	相談先	電話番号	受付担当者 (代表者氏名)	住 所 (応募申請書送付先)	郵便番号	ガルーンからの 送付用メールアドレス (応募申請書送付先)	インターネットメール (ガルーン以外のアドレス) から の送付用メールアドレス (応募申請書送付先)
広島法務局	職員課人事係			広島市中区上八丁堀6番30号	730-8536		
山口地方法務局	総務課人事係			山口市中河原町6-16	753-8577		
岡山地方法務局	総務課人事係			岡山市北区南方1-3-58	700-8616		
鳥取地方法務局	総務課人事係			鳥取市東町二丁目302番地	680-0011		
松江地方法務局	総務課人事係			松江市母衣町50番地松江法務総合庁舎	690-0886		
福岡法務局	職員課人事係			福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号	810-8513		
佐賀地方法務局	総務課人事係			佐賀市内二丁目10番20号（佐賀合同庁舎内）	840-0041		
長崎地方法務局	総務課人事係			長崎市万才町8番16号	850-8507		
大分地方法務局	総務課人事係			大分市荷揚町7番5号	870-8513		
熊本地方法務局	総務課人事係			熊本市中央区大江三丁目1番53号熊本第二合同庁舎	862-0971		
鹿児島地方法務局	総務課人事係			鹿児島市山下町13番10号	892-8511		
宮崎地方法務局	総務課人事係			宮崎市別府町1番1号	880-8513		
那覇地方法務局	総務課人事係			那覇市樋川1-15-15	900-8544		
仙台海務局	職員課人事係			仙台市青葉区春日町7番25号	980-8601		
福島地方法務局	総務課人事係			福島市霞町1-46（福島合同庁舎内）	960-8021		
山形地方法務局	総務課人事係			山形市緑町一丁目5番48号 山形地方合同庁舎	990-0041		
盛岡地方法務局	総務課人事係			盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎	020-0045		
秋田地方法務局	総務課人事係			秋田市山王七丁目1番3号	010-0951		
青森地方法務局	総務課人事係			青森市長島1丁目3-5	030-8511		
札幌法務局	職員課人事係			札幌市北区北8条西2丁目1番1	060-0808		
函館地方法務局	総務課人事係			函館市新川町25番18号函館地方合同庁舎	040-8533		
旭川地方法務局	総務課人事係			旭川市宮前1条3丁目3番15号	078-8502		
釧路地方法務局	総務課人事係			釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	085-8522		
高松法務局	職員課人事係			高松市丸の内1-1（高松法務局職員課人事係）	760-8508		
徳島地方法務局	総務課人事係			徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方法務局総務課人事係	770-8512		
高知地方法務局	総務課人事係			高知市栄田町二丁目2-10 (高知地方法務局総務課人事係)	780-8509		
松山地方法務局	総務課人事係			松山市宮田町188番地6（松山地方合同庁舎）	790-8505		

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 7 月 3 日

法 務 省 刑 事 局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（二）3 級以上の者で、令和 7 年 3 月 31 日において 45 歳以上であり、かつ、勤続年数が 20 年以上のもの

※ 次に該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 7 年 3 月 31 日までに定年に達する職員
- (4) 国家公務員法第 82 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

28 名

3 募集の期間（約 1 か月間）

令和 6 年 7 月 16 日（火）午前 11 時から同年 8 月 16 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期日

令和7年3月31日（月）

※ 認定後に生じた事情に鑑み、当該認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあります。

5 応募の手続

(1) 応募申請者は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、別紙募集担当宛て電子データ又は郵送（必着）により直接提出する。

(2) 選定後、応募申請者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、令和7年1月中旬頃までに通知する予定である。

※ 応募申請者が次のアからオまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募申請者が応募をした後、国家公務員法第82条の規定による懲戒処分を受けた場合

ウ 応募申請者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募申請者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

オ 刑事局において取りまとめ後、上記アからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が検察官署における募集人数28名を超えた場合には、生年月日が早い者から順次認定し、募集人数を超えて残った者

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別記様式第二）を別記様式第一の応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省刑事局総務課人事企画第二係

電 話 :

E-Mail :

又は応募申請者の勤務する検察庁の人事事務担当者

応募職員	応募申請書送付先	
	官 職	氏 名
最高検察庁で勤務する職員	最高検察庁事務局総務課長補佐	
東京高等検察庁管内で勤務する職員	東京高等検察庁事務局人事課長補佐	
大阪高等検察庁管内で勤務する職員	大阪高等検察庁事務局人事課長補佐	
名古屋高等検察庁管内で勤務する職員	名古屋高等検察庁事務局人事課長補佐	
広島高等検察庁管内で勤務する職員	広島高等検察庁事務局人事課長補佐	
福岡高等検察庁管内で勤務する職員	福岡高等検察庁事務局人事課長補佐	
仙台高等検察庁管内で勤務する職員	仙台高等検察庁事務局人事課長補佐	
札幌高等検察庁管内で勤務する職員	札幌高等検察庁事務局人事課長補佐	
高松高等検察庁管内で勤務する職員	高松高等検察庁事務局人事課長補佐	

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 6 月 2 5 日

法 務 省 矯 正 局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

矯正局、矯正研修所、矯正管区及び矯正施設（以下「矯正官署等」という。）に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受ける職員で、令和 7 年 3 月 3 1 日に勤続 2 2 年以上かつ 4 5 歳から 6 0 歳まで（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員については 5 0 歳から 6 5 歳まで、行政職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち定年年齢が 6 3 歳の者については 4 8 歳から 6 2 歳まで）のもの（注 1 参照）

2. 募集人数

4 5 名

3. 募集の期間（約 3 週間）

令和 6 年 6 月 2 7 日（木）午前 1 0 時から

令和 6 年 7 月 1 8 日（木）午後 4 時まで

4. 退職すべき期日

令和 7 年 3 月 3 1 日（月）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、原則として、下記受付担当宛てに手交により提出する
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※令和 6 年 1 2 月頃に通知する予定
※不認定になる場合は（注 2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別紙様式 2）を応募申請書と同様の方法で提出する

6. 本件に関する相談先（受付担当）

対 象 職 員	相談先（受付担当）
矯正局の職員 矯正研修所長、矯正管区長	矯正局総務課補佐官（人事企画係担当）
矯正研修所（支所を除く）の職員	矯正研修所総務課長
矯正管区（矯正研修所支所を含む）の職員 管内矯正施設の長	矯正管区職員課長
矯正施設の職員	当該施設の庶務課長

※詳細は別添のとおり

（注１） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和７年３月３１日までに定年に達する職員
- (4) 令和６年６月２７日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和６年６月２７日から令和６年７月１８日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注２） 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 矯正局において取りまとめ後、上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が矯正官署等における募集人数４５名を超えた場合に、原則として、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者

ア 退職すべき期日（令和７年３月３１日）において、年齢の高い順

イ （前記アの年齢が同じ者がいる場合）生年月日の早い順

別添

施設名	担当者	郵便番号	住所	電話番号
矯正局		100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	
札幌矯正管区		007-0801	札幌市東区東苗穂1-2-5-5	
札幌刑務所		007-8601	札幌市東区東苗穂2-1-5-1	
旭川刑務所		071-8153	旭川市東鷹栖3-20-620	
帯広刑務所		089-1192	帯広市別府町南13-33	
網走刑務所		093-0088	網走市字三眺官有無番地	
月形刑務所		061-0595	北海道樺戸郡月形町1011	
函館少年刑務所		042-8639	函館市金堀町6-11	
北海少年院		066-0066	千歳市大和4-746-10	
札幌少年鑑別所		007-0802	札幌市東区東苗穂2-1-1-25	
旭川少年鑑別所		078-8231	旭川市豊岡1-1-3-24	
仙台矯正管区		984-0825	仙台市若林区古城3-23-1	
青森刑務所		030-0111	青森市荒川字藤戸88	
宮城刑務所		984-8523	仙台市若林区古城2-3-1	
秋田刑務所		010-0948	秋田市川尻新川町1-1	
山形刑務所		990-2162	山形市あけぼの2-1-1	
福島刑務所		960-8254	福島市南沢又字上原1	
盛岡少年刑務所		020-0102	盛岡市上田字松屋敷11-11	
盛岡少年院		020-0121	盛岡市月が丘2-15-1	
東北少年院		984-0825	仙台市若林区古城3-21-1	
青森少年鑑別所		030-0853	青森市金沢1-5-38	
仙台少年鑑別所		984-0825	仙台市若林区古城3-27-17	
秋田少年鑑別所		010-0973	秋田市八橋本町6-3-5	
福島少年鑑別所		960-8254	福島市南沢又字原町越4-14	
東京矯正管区		330-9723	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館13階	
水戸刑務所		312-0033	ひたちなか市市毛847	
栃木刑務所		328-8550	栃木市惣社町2484	
喜連川社会復帰促進センター		329-1493	さくら市喜連川5547	
前橋刑務所		371-0805	前橋市南町1-23-7	
千葉刑務所		264-8585	千葉市若葉区貝塚町192	
市原刑務所		290-0204	市原市磯ヶ谷11-1	
東日本成人矯正医療センター		196-8560	昭島市もくせいの杜2-1-9	
府中刑務所		183-8523	府中市晴見町4-10	
横浜刑務所		233-8501	横浜市港南区港南4-2-2	
新潟刑務所		950-8721	新潟市江南区山二ツ381-4	
甲府刑務所		400-0056	甲府市堀之内町500	
長野刑務所		382-8633	須坂市馬場町1200	
静岡刑務所		420-0801	静岡市葵区東千代田3-1-1	
川越少年刑務所		350-1162	川越市南大塚6-40-1	
市原青年矯正センター		290-0204	市原市磯ヶ谷157-1	
松本少年刑務所		390-0871	松本市桐3-9-4	
東京拘置所		124-8565	東京都葛飾区小菅1-35-1	
立川拘置所		190-8552	立川市泉町1156-11	

施設名	担当者	郵便番号	住所	電話番号
茨城農芸学院		300-1288	牛久市久野町1772-1	
水府学院		311-3104	東茨城郡茨城町駒渡1084-1	
喜連川少年院		329-1412	さくら市喜連川3475-1	
赤城少年院		371-0222	前橋市上大屋町60	
榛名女子学園		370-3503	北群馬郡榛東村新井1027-1	
八街少年院		289-1123	八街市滝台1766	
多摩少年院		193-0932	八王子市緑町670	
東日本少年矯正医療・教育センター		196-0035	東京都昭島市もくせいの杜2-1-3	
愛光女子学園		201-0001	柏江市西野川3-14-26	
久里浜少年院		239-0826	横須賀市長瀬3-12-1	
新潟少年学院		940-0828	長岡市御山町117-13	
有明高原寮		399-8301	安曇野市穂高有明7299	
駿府学園		421-2118	静岡市葵区内牧118	
水戸少年鑑別所		310-0045	水戸市新原1-15-15	
宇都宮少年鑑別所		320-0851	宇都宮市鶴田町574-1	
前橋少年鑑別所		371-0035	前橋市岩神町4-5-7	
さいたま少年鑑別所		330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-36	
千葉少年鑑別所		263-0016	千葉市稲毛区天台1-12-9	
東京少年鑑別所		179-0084	練馬区氷川台2-11-7	
東京西少年鑑別所		196-0035	東京都昭島市もくせいの杜2-1-1	
横浜少年鑑別所		233-0003	横浜市港南区港南4-2-1	
新潟少年鑑別所		951-8133	新潟市中央区川岸町1-53-2	
甲府少年鑑別所		400-0055	甲府市大津町2075-1	
長野少年鑑別所		380-0803	長野市三輪5-46-14	
静岡少年鑑別所		422-8021	静岡市駿河区小鹿2-27-7	
名古屋矯正管区		461-0011	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	
富山刑務所		939-8251	富山市西荒屋285-1	
金沢刑務所		920-1182	金沢市田上町公1	
福井刑務所		918-8101	福井市一本木町52	
岐阜刑務所		501-1183	岐阜市則松1-34-1	
笠松刑務所		501-6095	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	
岡崎医療刑務所		444-0823	岡崎市上地4-24-16	
名古屋刑務所		470-0208	愛知県みよし市ひばりヶ丘1-1	
三重刑務所		514-0837	津市修成町16-1	
名古屋拘置所		461-8586	名古屋市東区白壁1-1	
湖南学院		920-1146	金沢市上中町口11-1	
瀬戸少年院		489-0988	瀬戸市東山町14	
愛知少年院		470-0343	豊田市浄水町原山1	
豊ヶ岡学園		470-1153	豊明市前後町三ツ谷1293	
宮川医療少年院		519-0504	伊勢市小俣町宮前25	
金沢少年鑑別所		920-0942	金沢市小立野5-2-14	
岐阜少年鑑別所		502-0851	岐阜市鷺山1769-20	
名古屋少年鑑別所		464-8585	名古屋市千種区北千種1-6-6	
津少年鑑別所		514-0043	津市南新町12-12	
大阪矯正管区		540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館7階	
京都刑務所		607-8144	京都市山科区東野井ノ上町20	
大阪刑務所		590-0014	堺市堺区田出井町6-1	
西日本成人矯正医療センター		590-0014	堺市堺区田出井町8-80	
神戸刑務所		674-0061	明石市大久保町森田120	
加古川刑務所		675-0061	加古川市加古川町大野1530	

施設名	担当者	郵便番号	住所	電話番号
播磨社会復帰促進センター		675-1297	加古川市八幡町宗佐544	
和歌山刑務所		640-8507	和歌山市加納383	
姫路少年刑務所		670-0028	姫路市岩端町438	
京都拘置所		612-8418	京都市伏見区竹田向代町138	
大阪拘置所		534-8585	大阪市都島区友渚町1-2-5	
神戸拘置所		651-1124	神戸市北区ひよどり北町2-1	
京都医療少年院		611-0002	宇治市木幡平尾4	
浪速少年院		567-0071	茨木市郡山1-10-17	
交野女子学院		576-0053	交野市郡津2-45-1	
和泉学園		599-0231	阪南市貝掛1096	
加古川学園		675-1201	加古川市八幡町宗佐544	
奈良少年院		631-0811	奈良市秋篠町1122	
大津少年鑑別所		520-0867	大津市大平1-1-2	
京都少年鑑別所		606-8307	京都市左京区吉田上阿達町37	
大阪少年鑑別所		590-0014	堺市堺区田出井町8-30	
神戸少年鑑別所		652-0015	神戸市兵庫区下祇園町40-7	
奈良少年鑑別所		630-8102	奈良市般若寺町18-4	
和歌山少年鑑別所		640-8127	和歌山市元町奉行丁2-1	
広島矯正管区		730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	
鳥取刑務所		680-1192	鳥取市下味野719	
松江刑務所		690-8554	松江市西川津町67	
島根あさひ社会復帰促進センター		697-0492	島根県浜田市旭町丸原380-15	
岡山刑務所		701-2141	岡山市北区牟佐765	
広島刑務所		730-8651	広島市中区吉島町13-114	
山口刑務所		753-8525	山口市松美町3-75	
岩国刑務所		741-0061	岩国市錦見6-11-29	
美祢社会復帰促進センター		750-0693	美祢市豊田前町麻生下10	
広島拘置所		730-0012	広島市中区上八丁堀2-6	
岡山少年院		701-0206	岡山市南区箕島2497	
広島少年院		739-0151	東広島市八本松町原11174-31	
松江少年鑑別所		690-0873	松江市内中原町195	
岡山少年鑑別所		701-0206	岡山市南区箕島2512-2	
広島少年鑑別所		730-0823	広島市中区吉島西3-15-8	
山口少年鑑別所		753-0074	山口市中央4-7-5	
高松矯正管区		760-0033	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	
徳島刑務所		779-3133	徳島市入田町大久200-1	
高松刑務所		760-0067	高松市松福町2-16-63	
松山刑務所		791-0293	東温市見奈良1243-2	
高知刑務所		781-5101	高知市布師田3604-1	
丸亀少女の家		763-0054	丸亀市中津町28	
四国少年院		765-0004	普通寺市普通寺町2020	
徳島少年鑑別所		770-0816	徳島市助任本町5-40	
高松少年鑑別所		760-0071	高松市藤塚町3-7-28	
松山少年鑑別所		791-8069	松山市吉野町3860	
高知少年鑑別所		780-0065	高知市塩田町19-13	
福岡矯正管区		813-0036	福岡市東区若宮5-3-53	
北九州医療刑務所		802-0837	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	
福岡刑務所		811-2126	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	
麓刑務所		841-0084	鳥栖市山浦町2635	

施設名	担当者	郵便番号	住所	電話番号
長崎刑務所		854-0053	諫早市小川町1650	
熊本刑務所		862-0970	熊本市中央区渡鹿7-12-1	
大分刑務所		870-8588	大分市畑中5-4-1	
宮崎刑務所		880-2293	宮崎市大字糸原4623	
鹿児島刑務所		899-6193	鹿児島県姶良郡湧水町中津川1733	
沖縄刑務所		901-1514	南城市知念字具志堅330	
佐賀少年刑務所		840-0856	佐賀市新生町2-1	
福岡拘置所		814-8503	福岡市早良区百道2-16-10	
筑紫少女苑		811-0204	福岡市東区大字奈多1302-105	
福岡少年院		811-1346	福岡市南区老司4-20-1	
人吉農芸学院		868-0301	熊本県球磨郡錦町木上北223-1	
中津少年学院		871-0152	中津市加来1205	
大分少年院		879-7111	豊後大野市三重町赤嶺2721	
沖縄少年院		901-0331	糸満市字真栄平1300	
福岡少年鑑別所		815-0042	福岡市南区若久6-75-2	
佐賀少年鑑別所		840-0856	佐賀市新生町1-10	
長崎少年鑑別所		852-8114	長崎市橋口町4-3	
熊本少年鑑別所		860-0082	熊本市西区池田1-9-27	
大分少年鑑別所		870-0016	大分市新川町1-5-28	
宮崎少年鑑別所		880-0014	宮崎市鶴島2-16-5	
鹿児島少年鑑別所		890-0081	鹿児島市唐湊3-3-5	
那覇少年鑑別所		900-0036	那覇市西3-14-20	
矯正研修所		196-8580	昭島市もくせいの社2-1-20	

別紙

令和6年度の早期退職に係る募集実施要項

令和6年9月20日

法務省保護局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集対象

保護局及び更生保護官署に勤務する者（注1）のうち、令和7年3月31日現在で「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳まで」のもの

2 募集人数

7名

3 募集期間（約1か月半）

令和6年10月1日（火）午前10時から

令和6年11月8日（金）午後5時まで（注2）

4 退職すべき期日

令和7年3月31日（月）

5 応募手続

- （1）応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式1）に必要事項を記入の上、募集期間内に、別表の提出先まで電子メール（注3）により提出する。
- （2）応募申請書を提出した職員に対する認定又は不認定の通知は、所属庁の長等を経由して書面により行う（注4）。
- （3）応募申請書の提出後に応募を取り下げようとする職員は、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（様式2）を応募申請書と同様の方法により提出する。

6 本件に関する相談先

本件に関する相談先は、別表の職員区分ごとに、相談先欄のとおりとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 募集期間の初日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

(注2) 都合により募集期間を延長するときは、速やかに周知する。

(注3) 提出する旨をあらかじめ提出先に電話等により連絡した上で、令和6年11月8日（金）午後5時必着で電子メールにより提出すること。

(注4) 令和7年1月下旬までに通知する予定である。なお、応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合に、次の認定制限基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者

ア 退職すべき期日（令和7年3月31日）において、年齢の高い順

イ （前記アの年齢が同じ者がいる場合）生年月日の早い順

別表

応募申請書等の提出先及び本件に関する相談先一覧

対象職員	庁名	提出先	相談先	電話番号
保護局職員	保護局		法務専門官（人事担当）	
北海道地方更生保護委員会事務局職員 北海道管内保護観察所長	北海道地方更生保護委員会		事務局総務課長	
東北地方更生保護委員会事務局職員 東北管内保護観察所長	東北地方更生保護委員会		事務局総務課長	
関東地方更生保護委員会事務局職員 関東管内保護観察所長	関東地方更生保護委員会		事務局総務課長	
中部地方更生保護委員会事務局職員 中部管内保護観察所長	中部地方更生保護委員会		事務局総務課長	
近畿地方更生保護委員会事務局職員 近畿管内保護観察所長	近畿地方更生保護委員会		事務局総務課長	
中国地方更生保護委員会事務局職員 中国管内保護観察所長	中国地方更生保護委員会		事務局総務課長	
四国地方更生保護委員会事務局職員 四国管内保護観察所長	四国地方更生保護委員会		事務局総務課長	
九州地方更生保護委員会事務局職員 九州管内保護観察所長	九州地方更生保護委員会		事務局総務課長	
札幌保護観察所職員	札幌保護観察所		企画調整課長	
函館保護観察所職員	函館保護観察所		企画調整課長	
旭川保護観察所職員	旭川保護観察所		企画調整課長	
釧路保護観察所職員	釧路保護観察所		企画調整課長	
青森保護観察所職員	青森保護観察所		企画調整課長	
盛岡保護観察所職員	盛岡保護観察所		企画調整課長	
仙台保護観察所職員	仙台保護観察所		企画調整課長	
秋田保護観察所職員	秋田保護観察所		企画調整課長	
山形保護観察所職員	山形保護観察所		企画調整課長	
福島保護観察所職員	福島保護観察所		企画調整課長	
水戸保護観察所職員	水戸保護観察所		企画調整課長	
宇都宮保護観察所職員	宇都宮保護観察所		企画調整課長	
前橋保護観察所職員	前橋保護観察所		企画調整課長	
さいたま保護観察所職員	さいたま保護観察所		企画調整課長	
千葉保護観察所職員	千葉保護観察所		企画調整課長	
東京保護観察所職員	東京保護観察所		企画調整課長	
横浜保護観察所職員	横浜保護観察所		企画調整課長	
新潟保護観察所職員	新潟保護観察所		企画調整課長	
甲府保護観察所職員	甲府保護観察所		企画調整課長	
長野保護観察所職員	長野保護観察所		企画調整課長	
静岡保護観察所職員	静岡保護観察所		企画調整課長	
富山保護観察所職員	富山保護観察所		企画調整課長	
金沢保護観察所職員	金沢保護観察所		企画調整課長	
福井保護観察所職員	福井保護観察所		企画調整課長	
岐阜保護観察所職員	岐阜保護観察所		企画調整課長	
名古屋保護観察所職員	名古屋保護観察所		企画調整課長	
津保護観察所職員	津保護観察所		企画調整課長	

対象職員	庁名	提出先	相談先	電話番号
大津保護観察所職員	大津保護観察所		企画調整課長	
京都保護観察所職員	京都保護観察所		企画調整課長	
大阪保護観察所職員	大阪保護観察所		企画調整課長	
神戸保護観察所職員	神戸保護観察所		企画調整課長	
奈良保護観察所職員	奈良保護観察所		企画調整課長	
和歌山保護観察所職員	和歌山保護観察所		企画調整課長	
鳥取保護観察所職員	鳥取保護観察所		企画調整課長	
松江保護観察所職員	松江保護観察所		企画調整課長	
岡山保護観察所職員	岡山保護観察所		企画調整課長	
広島保護観察所職員	広島保護観察所		企画調整課長	
山口保護観察所職員	山口保護観察所		企画調整課長	
徳島保護観察所職員	徳島保護観察所		企画調整課長	
高松保護観察所職員	高松保護観察所		企画調整課長	
松山保護観察所職員	松山保護観察所		企画調整課長	
高知保護観察所職員	高知保護観察所		企画調整課長	
福岡保護観察所職員	福岡保護観察所		企画調整課長	
佐賀保護観察所職員	佐賀保護観察所		企画調整課長	
長崎保護観察所職員	長崎保護観察所		企画調整課長	
熊本保護観察所職員	熊本保護観察所		企画調整課長	
大分保護観察所職員	大分保護観察所		企画調整課長	
宮崎保護観察所職員	宮崎保護観察所		企画調整課長	
鹿児島保護観察所職員	鹿児島保護観察所		企画調整課長	
那覇保護観察所職員	那覇保護観察所		企画調整課長	

※表中の「保護観察所職員」については、保護観察所長を除く。

早期退職に係る募集実施要項

令和6年10月15日
出入国在留管理庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

出入国在留管理庁職員のうち、令和7年3月31日に勤続20年以上かつ45歳から59歳まで（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員については50歳から65歳まで）の者（注1）。

2 募集人数

14名

3 募集の期間

令和6年10月15日（火）午前10時から
令和6年11月1日（金）午後5時まで

4 退職すべき期日

令和7年3月31日（月）

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に別紙の所属官署受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、令和6年11月1日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、別紙の所属官署受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和7年1月中旬に通知する予定。

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先・受付担当

別紙のとおり

（注1） 次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 非常勤職員

- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和7年3月31日までに定年に達する職員
- ④ 令和6年10月15日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年10月15日から同年11月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数14名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - ・退職すべき期日（令和7年3月31日）において、年齢の高い順
 - ※年齢が同じ場合には、生年月日の早い順

本件に関する相談先・受付担当

所属官署	担当者	電話番号	メールアドレス（入管WAN）
出入国在留管理庁本庁	総務課給与第一係 ■		
東日本入国管理センター	総務課人事係 ■		
大村入国管理センター	総務課人事係 ■		
札幌出入国在留管理局	総務課人事係 ■		
仙台出入国在留管理局	総務課総務係 ■		
東京出入国在留管理局	職員課人事第一係 ■		
名古屋出入国在留管理局	総務課人事係 ■		
大阪出入国在留管理局	職員課人事第一係 ■		
広島出入国在留管理局	総務課人事係 ■		
高松出入国在留管理局	総務課総務係 ■		
福岡出入国在留管理局	総務課人事係 ■		

(別添)

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 6 月 2 4 日

公 安 調 査 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

公安調査庁、公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所（注 1）に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受ける職員で、令和 7 年 3 月 3 1 日に勤続 2 0 年以上かつ 4 5 歳から 5 9 歳までのものとする（注 2）。

2. 募集人数

5 名

3. 募集の期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）午前 1 0 時から

令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 5 時まで

4. 退職すべき期日

令和 7 年 3 月 3 1 日（月）

5. 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 6 の受付担当者宛てに提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和 6 年 1 2 月頃に通知する予定。
※不認定になる場合は（注 3）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先及び受付担当

- (1) 公安調査庁及び公安調査庁研修所に勤務する職員
公安調査庁総務部人事課任用担当
- (2) 公安調査局及び公安調査事務所に勤務する職員
その所属する公安調査局の総務部職員部門

(注1) 公安調査局及び公安調査事務所には、管轄区域内の駐在官室を含む。

(注2) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和6年6月24日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年6月24日から令和6年7月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注3) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 公安調査庁において取りまとめ後、上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が公安調査庁等における募集人数5名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者

ア 退職すべき期日（令和7年3月31日）において、年齢の高い順

イ （前記アの年齢が同じ者がいる場合）生年月日の早い順

ウ （前記イの生年月日が同日の場合）応募の先着順